

京都市建築基準条例 新旧対照表

(旧)	(新)												
<p>京都市建築基準条例 (略) (大規模建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第6条 都市計画区域内において、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、第14条（第30条及び第31条において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合を除き、次の表の左欄に掲げる建築物の延べ面積に応じ、現に幅員が4メートル以上の道路に同表の右欄に掲げる数値以上で接しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1,000平方メートルを超え</td> <td style="width: 30%;">メートル</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートル以内のもの</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートルを超えるもの</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 当該敷地上の建築物が特別許可建築物であるとき。</p> <p>(2) この条例の規定の施行又は適用の際（以下「基準時」という。）現に存する建築物（現に建築の工事中のものを含む。）の敷地で、前項の規定に適合しないものに、建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（従前の用途の変更を伴わないものに限る。以下この条において「増築等」という。）をする場合にお</p>	1,000平方メートルを超え	メートル	3,000平方メートル以内のもの	6	3,000平方メートルを超えるもの	8	<p>京都市建築基準条例 (略) (大規模建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第6条 都市計画区域内において、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、第14条（第30条及び第31条において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合を除き、次の表の左欄に掲げる建築物の延べ面積に応じ、現に幅員が4メートル以上の道路に同表の右欄に掲げる数値以上で接しなければならない。<u>ただし、当該敷地上の建築物が特別許可建築物であるときは、この限りでない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1,000平方メートルを超え</td> <td style="width: 30%;">メートル</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートル以内のもの</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートルを超えるもの</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>【削除】</p> <p>【43条の4第3項に移行】</p>	1,000平方メートルを超え	メートル	3,000平方メートル以内のもの	6	3,000平方メートルを超えるもの	8
1,000平方メートルを超え	メートル												
3,000平方メートル以内のもの	6												
3,000平方メートルを超えるもの	8												
1,000平方メートルを超え	メートル												
3,000平方メートル以内のもの	6												
3,000平方メートルを超えるもの	8												

いて、次のいずれかに該当するとき。

ア 増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が基準時における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計を超えないとき。

イ 増築等が次のいずれにも該当する場合で、市長が安全上及び避難上支障がないと認めるとき。

(ア) 増築等に係る建築物又は建築物の部分を耐火構造とすること。ただし、市長が防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(イ) 増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が基準時における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(がけの付近の建築制限)

第7条 高さが2メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいい、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけの下端から水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときは、その上下のがけは、一体のものとみなす。以下同じ。）の下端及び上端からそれぞれがけの方向に水平距離が当該がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 当該がけを含む土地の区域における宅地造成に関する工事又は開発行為について、宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたとき。

(がけの付近の建築制限)

第7条 高さが2メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいい、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけの下端から水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときは、その上下のがけは、一体のものとみなす。以下同じ。）の下端及び上端からそれぞれがけの方向に水平距離が当該がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 当該がけを含む土地の区域における宅地造成に関する工事又は開発行為について、宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたとき。

(2) 当該がけが急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による

(2) 当該がけの地表面に、令第138条第1項第5号に規定する擁壁に係る基準に適合する擁壁その他これと同等以上の安全性を有する擁壁が設けられているとき。

(3) 当該がけの地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当するとき。

(4) 建築物の構造により安全上支障がないとき。

(略)

(敷地と道路との関係)

第14条 都市計画区域内にある体育館等(これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。)の敷地は、次の表の左欄に掲げるこれらの用途に供する部分の床面積の合計に応じ、幅員が6メートル以上の道路に同表の右欄に掲げる数値以上で接しなければならない。

1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	メートル 12
3,000平方メートルを超えるもの	16

(略)

(避難安全性能を有する建築物等の適用の除外)

第43条の3 令第129条の2第1項の規定により階避難安全検証法に基づき階避難安全性能を有することが確認された階若しくは国土交通大臣の認定を受けた階又は令第129条の2の2第1

急傾斜地崩壊防止工事により整備されているとき。

(3) 当該がけの地表面に、令第138条第1項第5号に規定する擁壁に係る基準に適合する擁壁その他これと同等以上の安全性を有する擁壁が設けられているとき。

(4) 当該がけの地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当するとき。

(5) 建築物構造により安全上支障がないとき。

(略)

(敷地と道路との関係)

第14条 都市計画区域内にある体育館等(これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。以下同じ。)の敷地は、次の表の左欄に掲げるこれらの用途に供する部分の床面積の合計に応じ、幅員が6メートル以上の道路に同表の右欄に掲げる数値以上で接しなければならない。

1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	メートル 12
3,000平方メートルを超えるもの	16

(略)

(避難安全性能を有する建築物等の適用の除外)

第43条の3 令第129条第1項の規定により階避難安全検証法に基づき階避難安全性能を有することが確認された階若しくは国土交通大臣の認定を受けた階又は令第129条の2第1項の規定

項の規定により全館避難安全検証法に基づき全館避難安全性能を有することが確認された建築物若しくは国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第11条第2項、第18条（第3号を除く。）、第19条（第2号及び第3号を除く。）、第20条（第3号を除く。）、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第2項、第33条（第36条において準用する場合を含む。）並びに第35条第3項及び第4項規定は、適用しない。

（既存の建築物に対する適用の除外）

第43条の4

法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項第3号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

により全館避難安全検証法に基づき全館避難安全性能を有することが確認された建築物若しくは国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第11条第2項、第18条（第3号を除く。）、第19条（第2号及び第3号を除く。）、第20条（第3号を除く。）、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第2項、第33条（第36条において準用する場合を含む。）並びに第35条第3項及び第4項規定は、適用しない。

（既存の建築物に対する適用の除外）

第43条の4 法第3条第2項の規定により第3条、第4条、第7条及び第8条の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途を変更する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号並びに第87条第3項の規定にかかわらず、第3条、第4条、第7条及び第8条の規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物の敷地で、建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項第3号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物の敷地で行う増築等のうち、用途の変更を伴わないもの又は令第137条の19第1項各号に規定する類似の用途相互間における用途の変更を伴うもの（以下「類似用途変更増築等」という。）が、次のいずれかに該当するときは、第6条の規定は、適用しない。

(1) 類似用途変更増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計がこの条例の規定の施行又は適用の際（以下「基準

<p>2 法第3条第2項の規定により第14条の2(第30条又は第31条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。), 第25条及び第33条(第36条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては, 法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず, 当該増築等をする部分以外の部分については, 第14条の2, 第25条及び第33条の規定は, 適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第35条の規定の適用を受けない建築物の第34条第1項に規定する個室型店舗の用途に供する部分以外の部分について増築等をする場合においては, 法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず, 当該増築等をする部分以外の部分については, 第35条の規定は, 適用しない。</p> <p>(略)</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第45条 第3条, 第4条, 第5条第1項若しくは第2項, <u>第6条第</u></p>	<p><u>時」という。)における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計を超えないとき。</u></p> <p>(2) <u>類似用途変更増築等が次のいずれにも該当する場合で, 市長が安全上及び避難上支障がないと認めるとき。</u></p> <p>ア <u>類似用途変更増築等に係る建築物又は建築物の部分を耐火構造とすること。ただし, 市長が防火上支障がないと認めるときは, この限りでない。</u></p> <p>イ <u>類似用途変更増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が基準時における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。</u></p> <p>4 <u>法第3条第2項の規定により第14条の2(第30条又は第31条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。), 第25条及び第33条(第36条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては, 法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず, 当該増築等をする部分以外の部分については, 第14条の2, 第25条及び第33条の規定は, 適用しない。</u></p> <p>5 <u>法第3条第2項の規定により第35条の規定の適用を受けない建築物の第34条第1項に規定する個室型店舗の用途に供する部分以外の部分について増築等をする場合においては, 法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず, 当該増築等をする部分以外の部分については, 第35条の規定は, 適用しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第45条 第3条, 第4条, 第5条第1項若しくは第2項, <u>第6条,</u></p>
---	---

1項, 第7条, 第8条, 第9条第1項, 第10条から第12条まで, 第14条 (第30条又は第31条において準用する場合を含む。), 第14条の2 (第30条又は第31条において準用する場合を含む。), 第16条第1項から第3項まで (第29条第2項において準用する場合を含む。), 第17条から第26条まで, 第29条第1項, 第32条第1項, 第33条 (第36条において準用する場合を含む。), 又は第35条の規定に違反した場合におけるその建築物, 工作物又は建築設備の設計者 (設計図書を用いないで工事を施工し, 又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては, 当該建築物, 工作物又は建築設備の工事施工者) は, 500,000円以下の罰金に処する。

(以下略)

第7条, 第8条, 第9条第1項, 第10条から第12条まで, 第14条 (第30条又は第31条において準用する場合を含む。), 第14条の2 (第30条又は第31条において準用する場合を含む。), 第16条第1項から第3項まで (第29条第2項において準用する場合を含む。), 第17条から第26条まで, 第29条第1項, 第32条第1項, 第33条 (第36条において準用する場合を含む。), 又は第35条の規定に違反した場合におけるその建築物, 工作物又は建築設備の設計者 (設計図書を用いないで工事を施工し, 又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては, 当該建築物, 工作物又は建築設備の工事施工者) は, 500,000円以下の罰金に処する。

(以下略)